

別紙 3

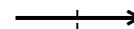
厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法

項 目	現 行	改 正 案
本文 1 【項目の見直し】	1 (略) 一 ~ 三 (略) 四 医科点数表のうち次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ~ハ (略) ニ A308-2 亜急性期入院医療管理料 ホ~へ (略) ト A400 短期滞在手術基本料 (短期滞在手術基本料3を除く。) 五 (略)	1 (略) 一 ~ 三 (略) 四 医科点数表のうち次に掲げる区分番号の点数を算定する患者 イ~ハ (略) ニ A308-3 地域包括ケア病棟入院料 (1) 地域包括ケア病棟入院料1・2 (2) 地域包括ケア入院医療管理料1・2 (当該区分番号を算定する前に当該病院の一般病棟 (同イからハまで、ニの(1)及びホからトまでを算定していた患者を除く。)に入院していた患者を除く。) ホ~へ (略) ト A400 短期滞在手術等基本料 (短期滞在手術等基本料3を除く。) 五 (略)

5

【項目の追加】

(追加)



- 5 第1項に規定する厚生労働大臣が指定する病院は、以下の基準を満たす病院とする。
- 一 急性期入院医療を提供する病院として、医科点数表のうち次に掲げる区分番号のうちいずれかの7対1入院基本料又は10対1入院基本料に係る届出を行っていること。
 - イ A100 一般病棟入院基本料
 - ロ A104 特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）
 - ハ A105 専門病院入院基本料
 - 二 医科点数表に掲げる区分番号A207診療録管理体制加算に係る届出を行っていること。
 - 三 厚生労働大臣が実施する次の調査に適切に参加すること。
 - イ 当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査
 - ロ 中央社会保険医療協議会の要請に基づき、イの調査を補完することを目的として随時実施される調査
 - 四 三のイの調査期間中において、退院した患者（第1項第一号から第五号までのいずれかに該当するものを除く。）数を、当該病院の一般病棟（次のイからトまでの医科点数表に掲げる区分番号いずれかを算定する病棟を除く。）の病床数で除した1月あたりの値が0.875以上であること。
 - イ A106 障害者施設等入院基本料
 - ロ A306 特殊疾患入院医療管理料

ハ A308 回復期リハビリテーション病
棟入院料

ニ A308-3 地域包括ケア病棟入院料

ホ A309 特殊疾患病棟入院料

へ A310 緩和ケア病棟入院料

ト A400 短期滞在手術等基本料（短期
滞在手術等基本料3を除く。）

五 適切な診断群分類区分を決定するために必
要な体制が整備されていること。

項 目	現 行	改 正 案
別表 2 【項目の見直し】	2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数（ロに掲げる点数の費用を除く。）の費用が含まれるものとする。 イ 所定点数に含まれる費用 (1) ～ (2) (略) (3) 第1章第2部第4節短期滞在手術基本料 (4) ～ (12) (略) ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用 (1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4から注7まで、A104の注5並びにA105の注3及び注4に規定する費用 (2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで及びA236からA243までに掲げる費用 (3) 短期滞在手術基本料のうち、短期滞在手術基本料1及び短期滞在手術基本料2に掲げる費用 (4) ～ (7) (略) (8) 処置の費用のうち、区分番号J001（5に限る。）、J003、J010-2、J017、J017-2、J027（1	2 所定点数には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、イに掲げる点数（ロに掲げる点数の費用を除く。）の費用が含まれるものとする。 イ 所定点数に含まれる費用 (1) ～ (2) (略) (3) 第1章第2部第4節短期滞在手術等基本料 (4) ～ (12) (略) ロ イに掲げる点数の費用から除かれる費用 (1) 入院基本料のうち、区分番号A100の注4から注7まで及び注12、A104の注5及び注10、A105の注3、注4及び注9に規定する費用 (2) 入院基本料等加算のうち、区分番号A205からA206まで、A208からA213まで、A219からA233-2まで、A234-3及びA236からA243までに掲げる費用 (3) 短期滞在手術等基本料のうち、短期滞在手術等基本料1及び短期滞在手術等基本料2に掲げる費用 (4) ～ (7) (略) (8) 処置の費用のうち、区分番号J001（5に限る。）、J003、J010-2、J017、J017-2、J027（1

に限る。)、J038からJ042まで、
J045-2、J047、J049、J052-2、
J054-2、J062、J122(5及び6に限り、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして
切割使用した場合を除く。)、J123からJ128まで
(既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J129
(4に限り、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)
並びにJ129-2(2に限る。)に掲げる処置料並びにJ038(1及び2に限る。)
に掲げる人工腎臓に当たって使用した保険医療材料(特定保険医療材料及びその
材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格
基準」という。)別表Ⅱ区分040(1)及び(5)に掲げる材料に限る。)並びにJ042
に掲げる腹膜灌流(1に限る。)に当たって使用した薬剤(腹膜灌流液に限る。)
及び保険医療材料(材料価格基準別表Ⅱ区分051から区分053までに掲げる材
料に限る。)に係る費用

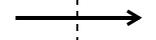
に限る。)、J038からJ042まで、
J045-2、J047、J047-2、
J049、J052-2、J054-2、
J062、J122(5及び6に限り、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして
切割使用した場合を除く。)、J123からJ128まで(既装着のギプス包帯をギ
プスシャーレとして切割使用した場合を除く。)、J129(4に限り、既装着のギ
プス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。)並びにJ129-2
(2に限る。)に掲げる処置料並びにJ038(1及び2に限る。)に掲げる人工腎
臓に当たって使用した保険医療材料(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格
基準)(平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。)別表Ⅱ区
分040(1)及び(5)に掲げる材料に限る。)並びにJ042に掲げる腹膜灌流(1に
限る。)に当たって使用した薬剤(腹膜灌流液に限る。)及び保険医療材料(材料価
格基準別表Ⅱ区分051から区分053までに掲げる材料に限る。)に係る費用

4

A300 救命救急入院料

【点数の見直し】

救命救急入院料1



(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,478点	5,579点
救命救急入院料 2		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
救命救急入院料 3		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,478点	5,579点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	7,688点	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,763点	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,878点	5,986点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点
救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	9,188点	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,128点	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	6,878点	7,002点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点

【注の見直し】

注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。

注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析）
5,000点
- ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの）
350点

A301 特定集中治療室管理料

【項目の見直し】

特定集中治療室管理料1
（7日以内の期間） 7,188点
（8日以上14日以内の期間） 5,688点
特定集中治療室管理料2
イ 特定集中治療室管理料

特定集中治療室管理料1
（7日以内の期間） 11,606点
（8日以上14日以内の期間） 10,082点
特定集中治療室管理料2
イ 特定集中治療室管理料
（7日以内の期間） 11,606点
（8日以上14日以内の期間） 10,082点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
（7日以内の期間） 11,606点
（8日以上14日以内の期間） 10,275点
（15日以上30日以内の期間） 10,780点
（31日以上60日以内の期間） 10,987点
特定集中治療室管理料3
（7日以内の期間） 7,317点
（8日以上14日以内の期間） 5,793点
特定集中治療室管理料4
イ 特定集中治療室管理料

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料		(7日以内の期間)	7,188点		(7日以内の期間)	7,317点
		(8日以上14日以内の期間)	5,688点		(8日以上14日以内の期間)	5,793点
	ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料			ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料
		(7日以内の期間)	7,188点		(7日以内の期間)	7,317点
		(8日以上14日以内の期間)	5,878点		(8日以上14日以内の期間)	5,986点
		(15日以上30日以内の期間)	6,383点		(15日以上30日以内の期間)	6,491点
		(31日以上60日以内の期間)	6,590点		(31日以上60日以内の期間)	6,698点
	【項目の見直し】					
		ハイケアユニット入院医療管理料			ハイケアユニット入院医療管理料1	
	(14日以内の期間)	2,488点		(14日以内の期間)	4,540点	
	(15日以上21日以内の期間)	2,993点		(15日以上21日以内の期間)	5,045点	
				ハイケアユニット入院医療管理料2		
				(14日以内の期間)	2,040点	
				(15日以上21日以内の期間)	2,545点	
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料						
【点数の見直し】						
	脳卒中ケアユニット入院医療管理料					
	(14日以内の期間)	3,688点			3,760点	
A301-4 小児特定集中治療室管理料						

【点数の見直し】	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) (8日以上14日以内の期間)	13,477点 11,477点	→	13,708点 11,676点	
A302 新生児特定集中治療室管理料	【点数の見直し】	新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間) 新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	7,988点 8,493点 8,700点 3,988点 4,493点 4,700点	→	8,130点 8,635点 8,842点 6,065点 6,570点 6,777点
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	【点数の見直し】	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	4,988点 7,988点 8,493点 8,700点	→	5,081点 8,130点 8,635点 8,842点
A303-2 新生児治療回復室入					

院医療管理料

【点数の見直し】

新生児治療回復室入院医療管理料
 (14日以内の期間) 3,388点
 (15日以上30日以内の期間) 3,893点
 (31日以上120日以内の期間) 4,100点

3,388点
3,893点
4,100点



3,455点
3,960点
4,167点

A305 一類感染症患者入院医療管理料

【点数の見直し】

一類感染症患者入院医療管理料
 (7日以内の期間) 6,878点
 (8日以上14日以内の期間) 5,678点

6,878点
5,678点



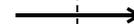
7,002点
5,782点

A307 小児入院医療管理料

【点数の見直し】

小児入院医療管理料1
 (14日以内の期間) 2,488点
 (15日以上30日以内の期間) 2,993点
 (31日以上)の期間) 3,200点
 小児入院医療管理料2
 (14日以内の期間) 1,988点
 (15日以上30日以内の期間) 2,493点
 (31日以上)の期間) 2,700点
 小児入院医療管理料3
 (14日以内の期間) 1,588点
 (15日以上30日以内の期間) 2,093点
 (31日以上)の期間) 2,300点

2,488点
2,993点
3,200点
1,988点
2,493点
2,700点
1,588点
2,093点
2,300点



2,540点
3,045点
3,252点
2,032点
2,537点
2,744点
1,626点
2,131点
2,338点

5

A 3 0 0 救命救急入院料

【点数の見直し】

小児入院医療管理料 4		
(14日以内の期間)	988点	1,016点
(15日以上30日以内の期間)	1,493点	1,521点
(31日以上)	1,700点	1,728点
小児入院医療管理料 5		
(14日以内の期間)	88点	101点
(15日以上30日以内の期間)	593点	606点
(31日以上)	800点	813点
→		
救命救急入院料 1		
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点
(8日以上14日以内の期間)	5,678点	5,779点
救命救急入院料 2		
(3日以内の期間)	9,388点	9,549点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点	8,472点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点	7,202点
救命救急入院料 3		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点
(8日以上14日以内の期間)	5,678点	5,779点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	7,888点	8,025点
(4日以上7日以内の期間)	6,963点	7,085点

(8日以上14日以内の期間)	6,078点	6,186点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点
救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,388点	9,549点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点	8,472点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点	7,202点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	9,388点	9,549点
(4日以上7日以内の期間)	8,328点	8,472点
(8日以上14日以内の期間)	7,078点	7,202点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点

【注の見直し】

注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。

注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析）
5,000点
- ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの）
350点

A301 特定集中治療室管理料

【項目の見直し】

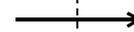
特定集中治療室管理料1
(7日以内の期間) 11,806点

(8日以上14日以内の期間)	10,282点
特定集中治療室管理料 2	
イ 特定集中治療室管理料	
(7日以内の期間)	11,806点
(8日以上14日以内の期間)	10,282点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(7日以内の期間)	11,806点
(8日以上14日以内の期間)	10,475点
(15日以上30日以内の期間)	10,780点
(31日以上60日以内の期間)	10,987点
特定集中治療室管理料 3	
(7日以内の期間)	7,517点
(8日以上14日以内の期間)	5,993点
特定集中治療室管理料 4	
イ 特定集中治療室管理料	
(7日以内の期間)	7,517点
(8日以上14日以内の期間)	5,993点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(7日以内の期間)	7,517点
(8日以上14日以内の期間)	6,186点
(15日以上30日以内の期間)	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,698点

特定集中治療室管理料 1	
(7日以内の期間)	7,388点
(8日以上14日以内の期間)	5,888点
特定集中治療室管理料 2	
イ 特定集中治療室管理料	
(7日以内の期間)	7,388点
(8日以上14日以内の期間)	5,888点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(7日以内の期間)	7,388点
(8日以上14日以内の期間)	6,078点
(15日以上30日以内の期間)	6,383点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料

【項目の見直し】



ハイケアユニット入院医療管理料 1	
(14日以内の期間)	4,740点
(15日以上21日以内の期間)	5,045点

	ハイケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) 2,688点 (15日以上21日以内の期間) 2,993点		ハイケアユニット入院医療管理料2 (14日以内の期間) 2,240点 (15日以上21日以内の期間) 2,545点
A301-3 脳卒中ケアユニット 入院医療管理料			
【点数の見直し】	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間) 3,888点	→	3,960点
A301-4 小児特定集中治療室 管理料			
【点数の見直し】	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) 13,677点 (8日以上14日以内の期間) 11,677点	→	13,908点 11,876点
A302 新生児特定集中治療室管 理料			
【点数の見直し】	新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) 8,188点 (15日以上30日以内の期間) 8,493点 (31日以上90日以内の期間) 8,700点 新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間) 4,188点 (15日以上30日以内の期間) 4,493点	→	8,330点 8,635点 8,842点 6,265点 6,570点

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療
室管理料

【点数の見直し】

(31日以上90日以内の期間)

4,700点

6,777点

母体・胎児集中治療室管理料

(14日以内の期間)

5,188点

5,281点

新生児集中治療室管理料

(14日以内の期間)

8,188点

8,330点

(15日以上30日以内の期間)

8,493点

8,635点

(31日以上90日以内の期間)

8,700点

8,842点

A 3 0 3 - 2 新生児治療回復室入
院医療管理料

【点数の見直し】

新生児治療回復室入院医療管理料

(14日以内の期間)

3,588点

3,655点

(15日以上30日以内の期間)

3,893点

3,960点

(31日以上120日以内の期間)

4,100点

4,167点

A 3 0 5 一類感染症患者入院医療
管理料

【点数の見直し】

一類感染症患者入院医療管理料

(7日以内の期間)

7,078点

7,202点

(8日以上14日以内の期間)

5,878点

5,982点

A 3 0 7 小児入院医療管理料

【点数の見直し】

小児入院医療管理料 1		
(14日以内の期間)	2,688点	2,740点
(15日以上30日以内の期間)	2,993点	3,045点
(31日以上)の期間)	3,200点	3,252点
小児入院医療管理料 2		
(14日以内の期間)	2,188点	2,232点
(15日以上30日以内の期間)	2,493点	2,537点
(31日以上)の期間)	2,700点	2,744点
小児入院医療管理料 3		
(14日以内の期間)	1,788点	1,826点
(15日以上30日以内の期間)	2,093点	2,131点
(31日以上)の期間)	2,300点	2,338点
小児入院医療管理料 4		
(14日以内の期間)	1,188点	1,216点
(15日以上30日以内の期間)	1,493点	1,521点
(31日以上)の期間)	1,700点	1,728点
小児入院医療管理料 5		
(14日以内の期間)	288点	301点
(15日以上30日以内の期間)	593点	606点
(31日以上)の期間)	800点	813点

6

A 3 0 0 救命救急入院料

【点数の見直し】

救命救急入院料 1

(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	5,740点	5,841点
救命救急入院料 2		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
救命救急入院料 3		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	5,740点	5,841点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	7,950点	8,087点
(4日以上7日以内の期間)	7,025点	7,147点
(8日以上14日以内の期間)	6,140点	6,248点
(15日以上30日以内の期間)	6,398点	6,506点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点
救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		
(3日以内の期間)	9,450点	9,611点
(4日以上7日以内の期間)	8,390点	8,534点
(8日以上14日以内の期間)	7,140点	7,264点
(15日以上30日以内の期間)	6,398点	6,506点
(31日以上60日以内の期間)	6,590点	6,698点

【注の見直し】

注5 注4に規定する加算を算定する病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。

注5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析）
5,000点
- ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの）
350点

A301 特定集中治療室管理料

【項目の見直し】

特定集中治療室管理料1
（7日以内の期間） 7,450点
（8日以上14日以内の期間） 5,950点
特定集中治療室管理料2
イ 特定集中治療室管理料

特定集中治療室管理料1
（7日以内の期間） 11,868点
（8日以上14日以内の期間） 10,344点
特定集中治療室管理料2
イ 特定集中治療室管理料
（7日以内の期間） 11,868点
（8日以上14日以内の期間） 10,344点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
（7日以内の期間） 11,868点
（8日以上14日以内の期間） 10,537点
（15日以上30日以内の期間） 10,795点
（31日以上60日以内の期間） 10,987点
特定集中治療室管理料3
（7日以内の期間） 7,579点
（8日以上14日以内の期間） 6,055点
特定集中治療室管理料4
イ 特定集中治療室管理料

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	【項目の見直し】	(7日以内の期間)	7,450点	→	(7日以内の期間)	7,579点
		(8日以上14日以内の期間)	5,950点		(8日以上14日以内の期間)	6,055点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料				ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	7,450点	(7日以内の期間)		7,579点	
	(8日以上14日以内の期間)	6,140点	(8日以上14日以内の期間)		6,248点	
	(15日以上30日以内の期間)	6,398点	(15日以上30日以内の期間)		6,506点	
	(31日以上60日以内の期間)	6,590点	(31日以上60日以内の期間)		6,698点	
	ハイケアユニット入院医療管理料				ハイケアユニット入院医療管理料1	
	(14日以内の期間)	2,750点	(14日以内の期間)		4,802点	
	(15日以上21日以内の期間)	3,008点	(15日以上21日以内の期間)		5,060点	
A301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	【点数の見直し】	脳卒中ケアユニット入院医療管理料		→	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
		(14日以内の期間)	3,950点		(14日以内の期間)	4,022点
A301-4 小児特定集中治療室管理料						

【点数の見直し】	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間) (8日以上14日以内の期間)	13,739点 11,739点	→	13,970点 11,938点	
A302 新生児特定集中治療室管理料	【点数の見直し】	新生児特定集中治療室管理料1 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間) 新生児特定集中治療室管理料2 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	8,250点 8,508点 8,700点 4,250点 4,508点 4,700点	→	8,392点 8,650点 8,842点 6,327点 6,585点 6,777点
A303 総合周産期特定集中治療室管理料	【点数の見直し】	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間) 新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間) (15日以上30日以内の期間) (31日以上90日以内の期間)	5,250点 8,250点 8,508点 8,700点	→	5,343点 8,392点 8,650点 8,842点
A303-2 新生児治療回復室入					

院医療管理料

【点数の見直し】

新生児治療回復室入院医療管理料
 (14日以内の期間) 3,650点
 (15日以上30日以内の期間) 3,908点
 (31日以上120日以内の期間) 4,100点

3,650点
3,908点
4,100点



3,717点
3,975点
4,167点

A305 一類感染症患者入院医療管理料

【点数の見直し】

一類感染症患者入院医療管理料
 (7日以内の期間) 7,140点
 (8日以上14日以内の期間) 5,940点

7,140点
5,940点



7,264点
6,044点

A307 小児入院医療管理料

【点数の見直し】

小児入院医療管理料1
 (14日以内の期間) 2,750点
 (15日以上30日以内の期間) 3,008点
 (31日以上)の期間) 3,200点
 小児入院医療管理料2
 (14日以内の期間) 2,250点
 (15日以上30日以内の期間) 2,508点
 (31日以上)の期間) 2,700点
 小児入院医療管理料3
 (14日以内の期間) 1,850点
 (15日以上30日以内の期間) 2,108点
 (31日以上)の期間) 2,300点

2,750点
3,008点
3,200点



2,802点
3,060点
3,252点

2,250点
2,508点
2,700点

2,294点
2,552点
2,744点

1,850点
2,108点
2,300点

1,888点
2,146点
2,338点

7		小児入院医療管理料 4 (14日以内の期間)	1,250点		1,278点
		(15日以上30日以内の期間)	1,508点		1,536点
		(31日以上30日以内の期間)	1,700点		1,728点
		小児入院医療管理料 5 (14日以内の期間)	350点		363点
		(15日以上30日以内の期間)	608点		621点
		(31日以上30日以内の期間)	800点		813点
8	【点数の見直し】	区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）		→	
		7対1入院基本料	125点		128点
		10対1入院基本料	105点		107点
9	【点数の見直し】	区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料		→	
		7対1入院基本料	125点		127点
		10対1入院基本料	105点		107点
		13対1入院基本料	88点		90点
	【項目の見直し】	1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと		→	1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、退院が特定の時間帯に集中しているものと

して、基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(9)に規定する基準に適合する患者の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

して、基本診療料の施設基準等第五の二の(5)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(6)に規定する基準に適合する患者の退院日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

【項目の見直し】

区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料	
7対1入院基本料	125点
7対1特別入院基本料	100点
	(追加)
10対1入院基本料	105点
10対1特別入院基本料	83点
	(追加)
13対1入院基本料	88点
	(追加)
15対1入院基本料	76点
	(追加)
特別入院基本料	46点



127点
(削除)
7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
102点
107点
(削除)
10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
85点
90点
13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
72点
77点
15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
61点
47点

10

【点数の見直し】

区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）

7対1入院基本料	125点
10対1入院基本料	105点



128点
107点

11

【点数の見直し】

区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料

7対1入院基本料	125点
10対1入院基本料	105点
13対1入院基本料	88点

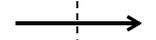


127点
107点
90点

12

【項目の見直し】

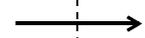
1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(10)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(11)に規定する日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。



1の規定にかかわらず、6に規定する病院であって、入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして、基本診療料の施設基準等第五の二の(7)に規定する基準に適合する病院においては、基本診療料の施設基準等第五の二の(8)に規定する日の診断群分類区分の点数は、医科点数表第1章第2部第1節入院基本料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数から減じるものとする。

【項目の見直し】

区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料	
7対1入院基本料	125点
7対1特別入院基本料	100点
	(追加)
10対1入院基本料	105点
10対1特別入院基本料	83点
	(追加)
13対1入院基本料	88点
	(追加)
15対1入院基本料	76点
	(追加)
特別入院基本料	46点



127点
(削除)
7対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
102点
107点
(削除)
10対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
85点
90点
13対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
72点
77点
15対1入院基本料 (月平均夜勤時間超過減算)
61点
47点

13～18

13～18 (略)

13～18 (略)